

会津若松市の財政のすがた



(平成19年度)

会津若松市

財政のすがたの公表にあたっての前提条件

○決算額の数値については、一般会計決算額です。

○平成15年度以前の数値については、旧会津若松市のみの一般会計決算額です。
平成18年度以後の数値については、旧会津若松市、旧北会津村、旧河東町の
合算額です。



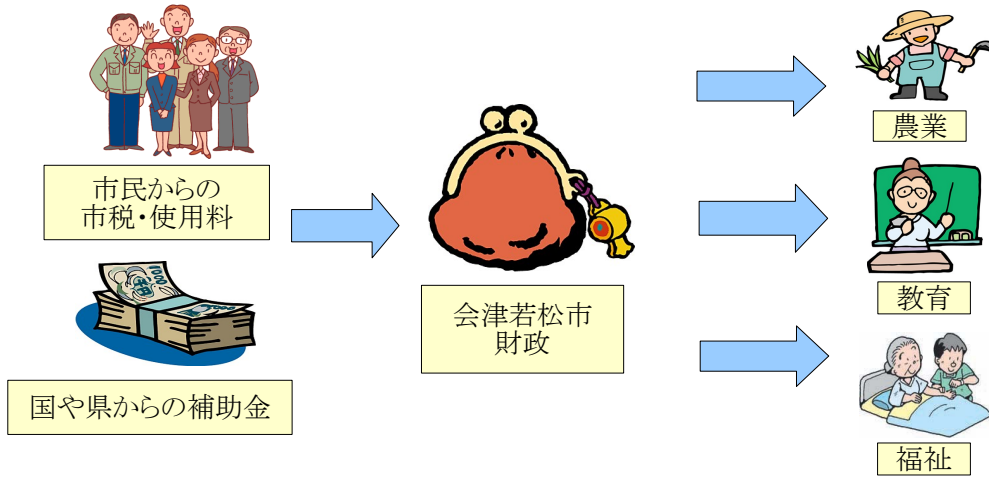
目次

○財政とは？	1
○予算とは？	1
○どのように運営されているのか？	2
○平成19年度一般会計歳入決算の状況は？	3
○平成19年度一般会計歳出決算の状況は？	4
○平成19年度歳入歳出の収支状況は？	5
○財政調整基金とは？	5
○今までの歳入の推移は？	6
○今までの歳出の推移は？(目的別推移)	7
○今までの歳出の推移は？(性質別推移)	8
○今までの義務的経費と投資的経費の推移は？	9
○市民一人当たりになると？	10
○一般会計市債(市の借金)残高の状況は？	11
○なぜ市債の借入れをするのでしょうか？	11
○これからの会津若松市の財政	12



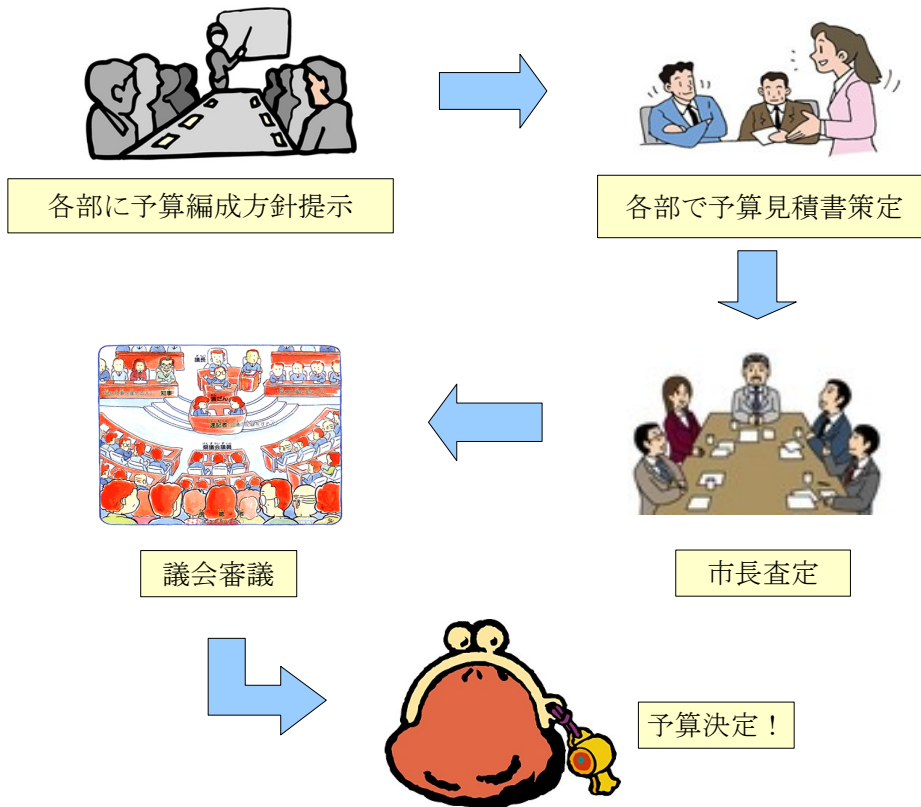
○ 財政とは？

行政活動を行うには通常お金が必要です。
そのお金をどこから調達して、どのような目的に振り分ければよいかという観点から行政活動をとらえたものを、「財政」といいます。



○ 予算とは？

各種の行政サービスを計画的に行うためには、毎年1年間の歳入と歳出がどれくらいあるのか見積もりを立てる必要があります。この見積もりのことを「予算」と言います。予算は様々な話し合いを踏まえ、最終的には議会の議決を得て決定されます。

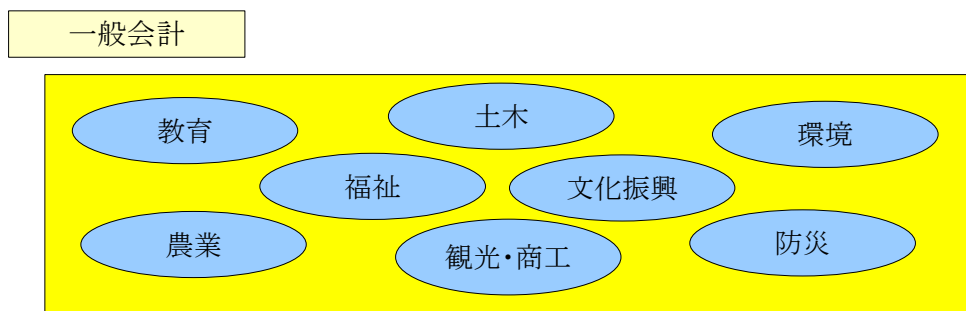


○ どのように運営されているのか？

財政は、色々な会計を設けて運営や事務処理がなされています。
会津若松市においては「一般会計」「特別会計」の2つの大きなグループを設けて市政を運営しています。

【一般会計】

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費全般の経理を処理する会計。



【特別会計】

一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するため、法律又は条例によって設置された会計。会津若松市には13の特別会計があります。

特別会計の中でも、公営企業会計の法適用、非適用、その他に区分されています。

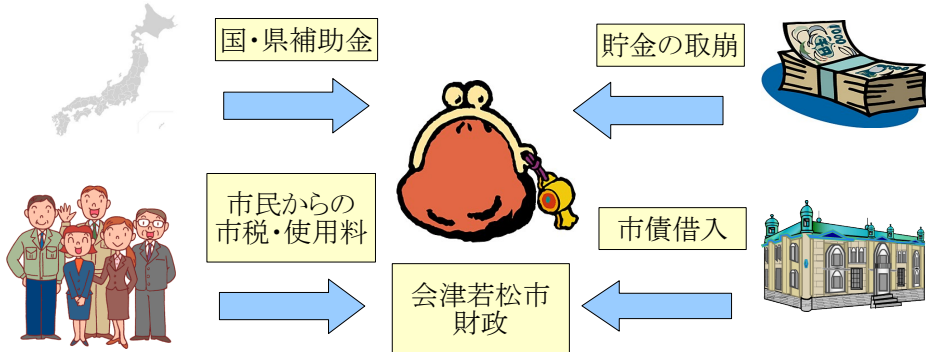
特別会計	公営企業会計	法適用	水道事業会計
		法非適用	湊町簡易水道事業特別会計
			西田面簡易水道事業特別会計
			観光施設事業特別会計
			下水道事業特別会計
			地方卸売市場事業特別会計
			扇町土地区画整理事業特別会計
			農業集落排水事業特別会計
			個別生活排水事業特別会計
			三本松地区宅地整備事業特別会計
	その他	国民健康保険特別会計	
		老人保健特別会計	
		介護保険特別会計	

※公営企業会計…公営企業会計とは、主として使用料等の収入によりその事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算が原則の会計です。

地方公営企業法が適用される法適用の企業会計と適用されない法非適用の企業会計があります。

○ 平成19年度一般会計歳入決算の状況は？

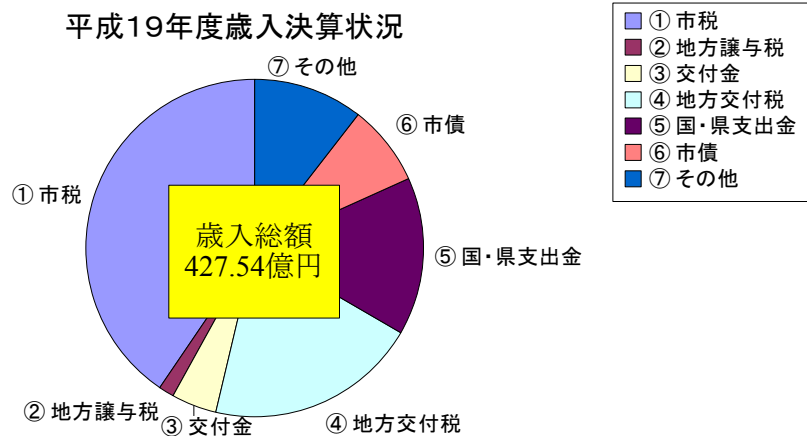
市民サービスのために必要な財源は、いろいろな手段により確保しています。



平成19年度は、**427.54億円**の収入がありました。

(単位:百万円)

項目	収入額	構成比(%)
①市税	17,314	40.50
②地方譲与税	628	1.50
③交付金	1,851	4.30
④地方交付税	8,700	20.30
⑤国・県支出金	6,457	15.10
⑥市債	3,320	7.80
⑦その他	4,484	10.50
合計	42,754	100.00



市の収入の中心は市民の皆さんから納めていただく市税です。
 市税には所得に応じて負担する市民税、土地・家屋・償却資産の所有に対し、その価格に応じて負担する固定資産税などがあります。
 またその他に国・県支出金、交付金、貯金の取り崩しや市債の借入れ(借金)などから市は収入を得ています。

○ 平成19年度一般会計歳出決算の状況は？

市の歳出を、その目的別に見てみます。

目的別とは、土木費、教育費のように、行政の目的に従った、いわば事業別の分類です。民生費、公債費、総務費、土木費の順に多くの財源が使われており、次いで、教育費衛生費の順になっています。

平成19年度は、**414.44億円**の支出がありました。

(単位:百万円)

区 分	主 な 内 容	決 算 額	構 成 比 (%)
議会費	議会にかかる経費	378	0.9
総務費	他の費用に分類されない全般的な経費	5,740	13.8
民生費	福祉サービスにかかる経費	12,806	30.9
衛生費	保健衛生、ごみ収集にかかる経費	2,929	7.1
労働費	勤労者の福祉向上にかかる経費	60	0.1
農林水産業費	農業、林業の振興にかかる経費	1,121	2.7
商工費	商工業、観光の振興にかかる経費	1,289	3.1
土木費	道路、公園、河川の整備にかかる経費	4,622	11.2
消防費	火災、災害対策にかかる経費	1,551	3.7
教育費	小学校、中学校など教育にかかる経費	4,331	10.5
公債費	市債(市の借金)の返済にかかる経費	6,088	14.7
諸支出金	上記のいずれにも該当しない経費	529	1.3
合 計		41,444	100.0

次に、市の歳出を、その性質別に見てみます。

性質別とは、人件費、普通建設事業費といったように、経費の性質によって区分する分類です。

人件費、扶助費、公債費、繰出金の順に多くの財源が使われており、次いで、補助費物件費の順になっています。

(単位:百万円)

区 分	主 な 内 容	決 算 額	構 成 比 (%)
人件費	報酬、給与、手当などの経費	8,336	20.1
扶助費	福祉にかかる経費	7,321	17.7
公債費	市債(市の借金)の返済にかかる経費	6,088	14.7
普通建設事業費	公共施設の建設にかかる経費	3,880	9.4
物件費	旅費、光熱水費、備品購入費、委託料などの経費	4,247	10.2
維持補修費	公共施設を維持するための経費	464	1.1
補助費	他団体への負担金、補助金などの経費	4,650	11.2
繰出金	一般会計から特別会計に支出される経費	5,576	13.5
その他	貸付、積立、投資及び出資にかかる経費	882	2.1
合 計		41,444	100.0

○ 平成19年度歳入歳出収支状況は？

それでは、平成19年度会津若松市歳入、歳出の収支状況をまとめてみます。

(単位:千円)

区分		金額
①歳入総額		42,754,695
②歳出総額		41,443,937
③歳入・歳出差引額(①-②)		1,310,758
④翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額	0
	繰越明許費繰越額	280
	事故繰越し繰越額	51
	計	331
⑤実質収支額(③-④)		1,310,427

※翌年度へ繰り越すべき財源とは
自治体を実施する事業などが、何らかの事情で年度内に終了しないため翌年度に繰り越した場合の事業費(若しくは財源)。

19年度の歳入は、約427.5億円であり、歳出については、約414.4億円となっています。その差額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が19年度の実質収支であり、13.1億円の黒字となっています。
この黒字額は翌年度へと繰越し、市の貯金である財政調整基金への積立や翌年度の財源として活用します。

○ 財政調整基金とは？

財政調整基金とは、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金です。
自治体の財政は、経済の不況等により大幅な税收減に見舞われたり、災害発生により思わぬ支出の増加を余儀なくされることもあります。
このような事態に備え、財政調整基金として積み立てておくことが必要となります。

(単位:千円)

	平成5年	平成10年	平成15年	平成18年	平成19年	平成20年
年度末残高	958,436	659	96	997,446	486,513	965,500

※平成20年度は、9月補正後の基金残高。

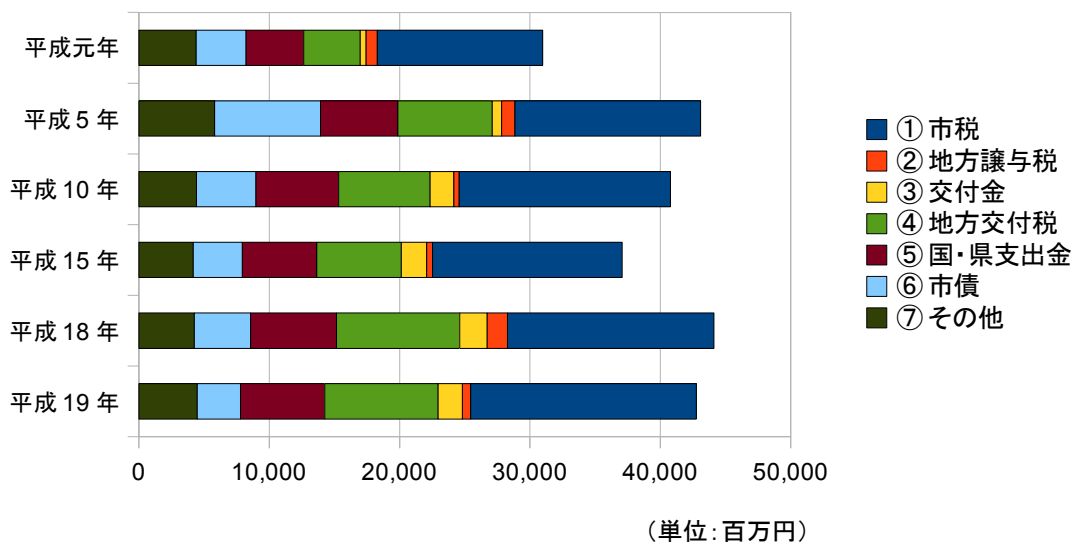
○ 今までの歳入の推移は？

ここで平成元年度から平成19年度までの会津若松市の歳入の推移を見てみましょう。

(単位:百万円)

歳入の種類	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成18年	平成19年
①市税	12,683	14,231	16,201	14,539	15,839	17,314
②地方譲与税	847	1,015	408	450	1,540	628
③交付金	466	728	1,810	1,953	2,106	1,851
④地方交付税	4,339	7,230	7,027	6,472	9,457	8,700
⑤国・県支出金	4,410	5,925	6,328	5,718	6,585	6,457
⑥市債	3,822	8,133	4,559	3,753	4,318	3,320
⑦その他	4,404	5,809	4,427	4,183	4,257	4,484
合計	30,971	43,071	40,760	37,068	44,102	42,754

歳入の推移



表やグラフからも分かるように市の歳入の多くは皆さんの市税から成り立っています。市税について、平成元年度と平成19年度を比較すると4,631百万円もの歳入増となっていることが分かります。

これは、合併による人口の増加や平成18年度税制改正によって、国から地方へ3兆円の税源移譲が行われたことが大きく影響しています。

しかし、今後は少子高齢社会を向かえ、さらには、景気も後退の兆しを見せていることから、市税の大幅な伸びは期待できない状況になっています。

また、平成5年度は市債(市の借金)の発行が多く、総歳入額も430.71億円と、現在の合併後の19年度総歳入額に匹敵する額となっています。

今後は、新規市債発行を抑え、返済を進めることとし、健全な行財政運営の取り組みを進めていきます。

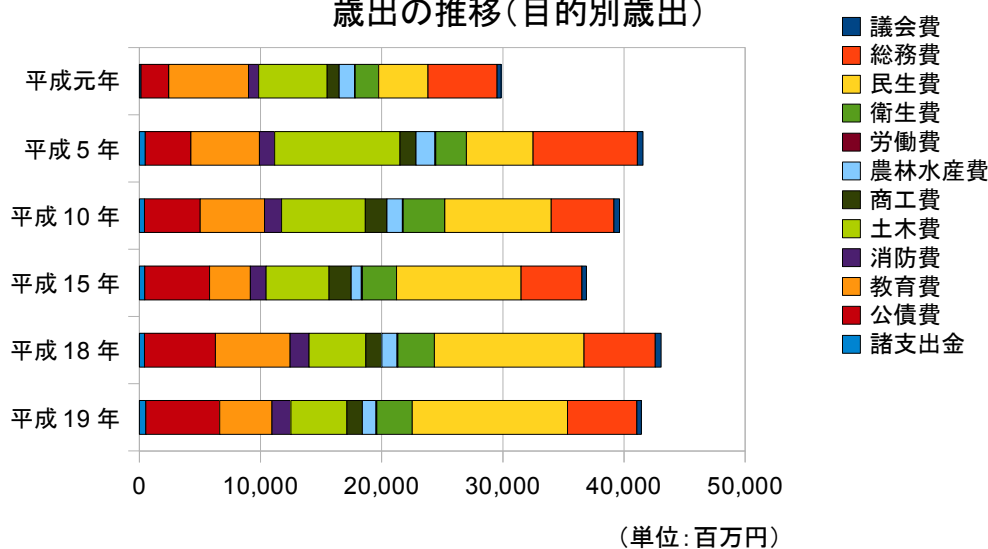
○ 今までの歳出の推移は？（目的別推移）

それでは、平成元年度から平成19年度までの会津若松市の歳出の推移を見てください。
まずは、目的別（行政の事業別の分類）から見てみましょう。

（単位：百万円）

歳出の種類	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成18年	平成19年
議会費	333	439	481	387	490	378
総務費	5,686	8,616	5,173	5,005	5,878	5,740
民生費	4,078	5,494	8,777	10,290	12,340	12,806
衛生費	1,929	2,542	3,429	2,826	3,037	2,929
労働費	68	69	74	75	62	60
農林水産費	1,269	1,575	1,278	843	1,243	1,121
商工費	992	1,313	1,777	1,814	1,314	1,289
土木費	5,662	10,340	6,911	5,211	4,704	4,622
消防費	825	1,263	1,401	1,303	1,565	1,551
教育費	6,579	5,655	5,324	3,353	6,159	4,331
公債費	2,303	3,765	4,595	5,360	5,858	6,088
諸支出金	125	481	415	437	414	529
合計	29,849	41,552	39,635	36,904	43,064	41,444

歳出の推移（目的別歳出）



目的別の推移を見ますと、社会福祉サービスにかかる民生費が年々、増加傾向にあります。平成元年度と比較して平成19年度は8,728百万円の増加となっており、数年で2倍以上の歳出増となりました。

また、道路、公園、各公共施設の建設に係る土木費を見ますと、平成5年度は10,340百万円もの支出がありました。

最近では、各施設がある程度整ってきたことや、民生費に多くの経費が必要になってきたことから、平成5年度と比較して平成19年度は、5,718百万円の減となっています。

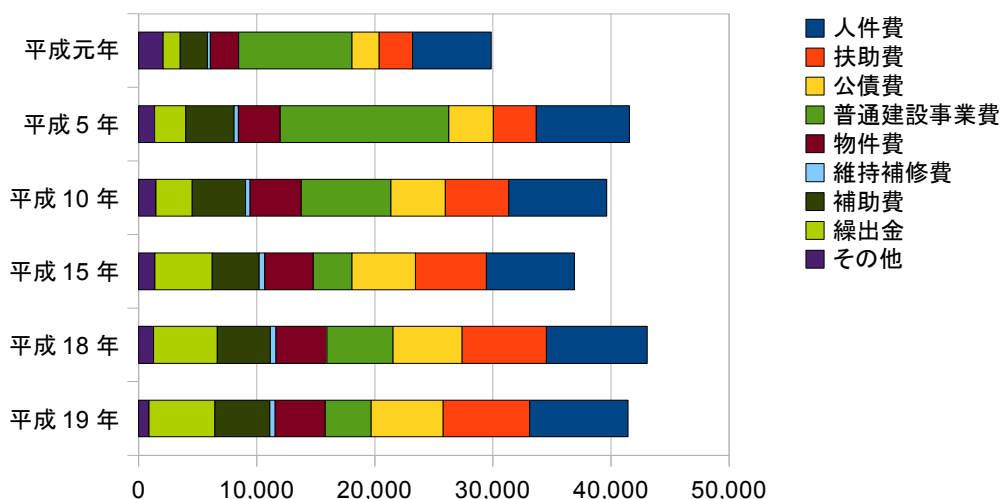
○ 今までの歳出の推移は？(性質別推移)

次に、平成元年度から平成19年度までの会津若松市の歳出を性質別(人件費、補助費などの分類)で見てください。

(単位:百万円)

歳出の種類	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成18年	平成19年
人件費	6,652	7,893	8,284	7,449	8,533	8,336
扶助費	2,831	3,619	5,385	6,022	7,128	7,321
公債費	2,303	3,765	4,595	5,360	5,858	6,088
普通建設事業費	9,606	14,291	7,608	3,271	5,587	3,880
物件費	2,375	3,540	4,309	4,125	4,338	4,247
維持補修費	252	360	385	474	452	464
補助費	2,309	4,094	4,522	3,975	4,510	4,650
繰出金	1,436	2,644	3,086	4,854	5,381	5,576
その他	2,085	1,346	1,461	1,374	1,277	882
合計	29,849	41,552	39,635	36,904	43,064	41,444

歳出の推移(性質別推移)



(単位:百万円)

性質別の推移を見ますと、扶助費が2倍以上の増加傾向にあることが分かります。扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給、市が単独で行う各種扶助のための経費です。

また、道路、公園、学校などの施設建設にかかる普通建設事業費は、平成5年度と比較して、10,411百万円もの減となっています。

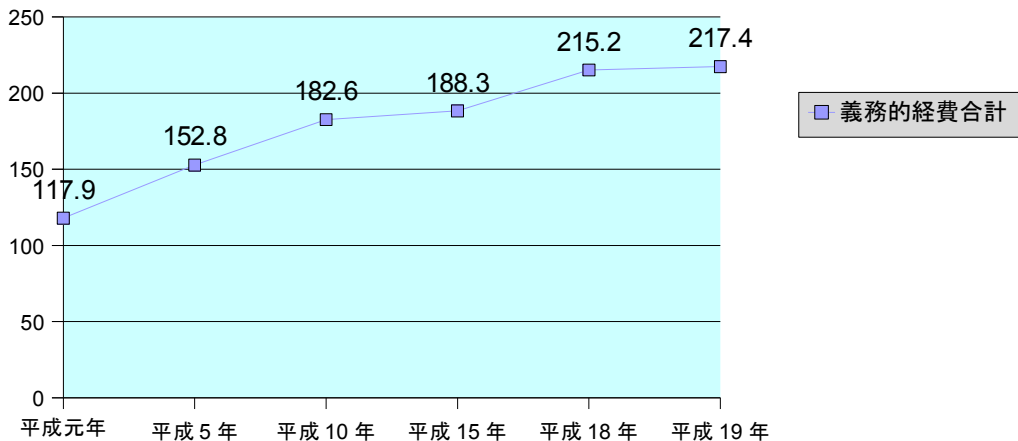
さらに、過去の普通建設事業に伴う、市債(市の借金)の返済が最近ピークを迎えていることもあり、公債費についても増加しています。

○ 今までの義務的経費と投資的経費の推移は？

義務的経費の推移を見てみましょう。義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であって、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。扶助費、公債費の増加に伴い、年々増加していることが分かります。

(単位: 億円)

義務的経費の推移



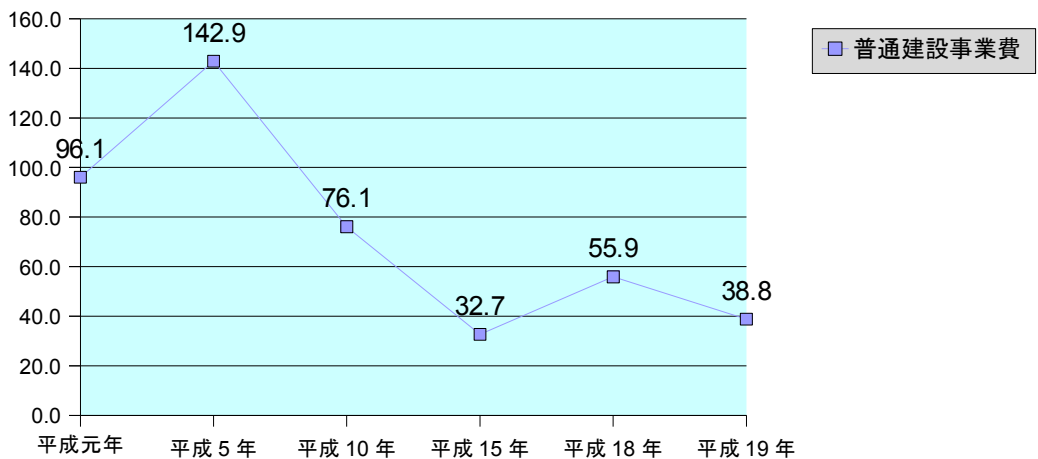
次に投資的経費の推移を見てみましょう。投資的経費とは、普通建設事業費・災害対策事業費・失業対策事業費のことです。

普通建設事業費とは、道路の新設・改良、学校校舎の新築・増改築など公共施設の新増設や既存施設に付加価値を付ける経費のことです。

平成5年度から比較すると大幅に縮小していることが分かります。

(単位: 億円)

投資的経費の推移



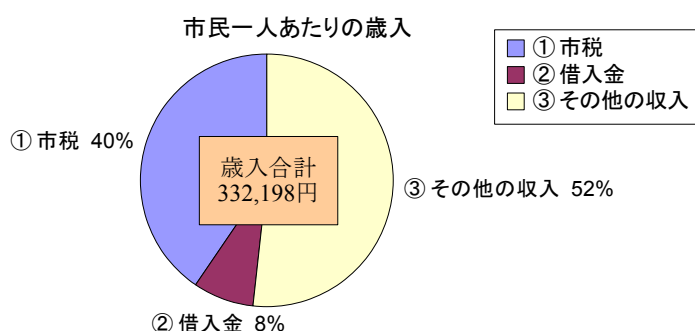
○ 市民一人あたりにすると？

平成19年度一般会計歳入・歳出決算を、市民一人あたりにして、見てみましょう。
(人口は平成20年4月1日現在の128,700人で算出します。)

【市民一人あたりの歳入合計】

①+②+③合計
332,198円

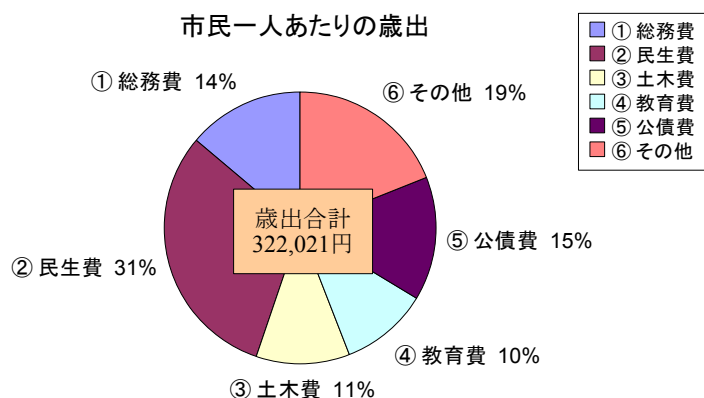
項目	金額
①市税	134,530円
②借入金	25,796円
③その他の収入	171,872円



【市民一人あたりの歳出】

①+②+③+
④+⑤+⑥合計
322,021円

項目	金額
①総務費	44,600円
②民生費	99,503円
③土木費	35,913円
④教育費	33,652円
⑤公債費	47,304円
⑥その他	61,049円



平成19年度の市民一人あたりの歳入は、332,198円。

歳入の使い道としては、高齢者や障がいのある方、児童福祉等に対する福祉サービスの民生費が最も多く、市民一人あたりにすると、99,503円でした。

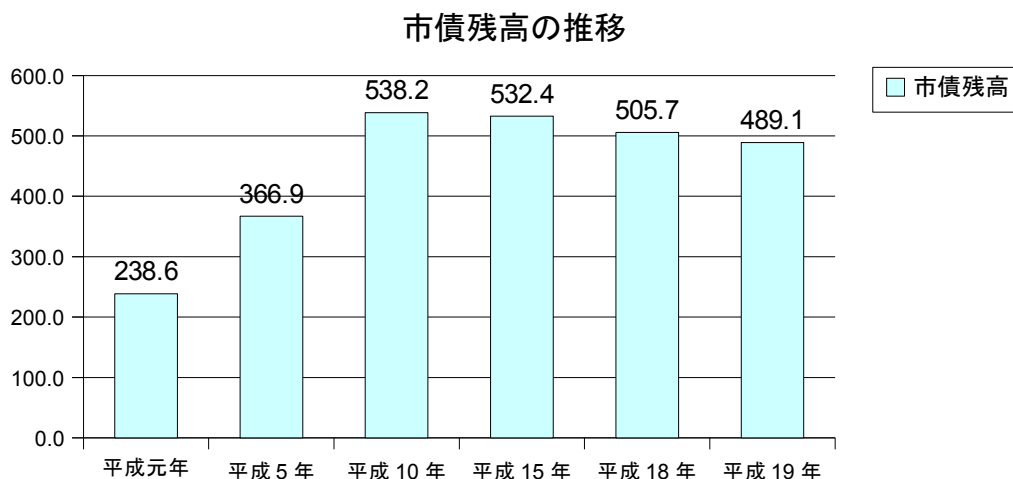
次いで、公債費、総務費、土木費、教育費の順になっています。

なお、使わなかった財源は、翌年度の事業や財政調整基金への積立に充てています。

○ 一般会計市債(市の借金)残高の状況は？

次に、一般会計の市債残高(市の借金)の推移状況を見てみましょう。

(単位:億円)



表を見ると平成元年度から平成10年度にかけて、大きく市債残高が増加していることがわかります。これは、平成元年度から平成10年度にかけて多くの建設事業を行うために市債を発行したためです。

この市債残高を減らすことは、本市にとって大きな財政課題です。

そのため本市では、新たに借り入れる額を元金返済額より低く抑えてきました。

その結果、平成10年度の市債残高のピーク時より49.1億円もの削減を行うことができました。

今後も将来の負担軽減に向けて、引き続き市債残高を減らす取り組みを行っていきます。

○ なぜ市債の借入れをするのでしょうか？

例えば、公共施設の建設にあたり多額の経費を必要とする場合、市債を活用することにより、その建設年度の財政に過度の負担をかけずに建設することができます。

また、建設年度の収入だけで負担することは、その時の市民だけが費用を負担することになり、将来の市民は施設の使用という便益だけを受けることになります。

そこで、市債を活用することで、将来の市民も元利金の支払いによって適正な負担をしていただくことになり、「世代間の負担の公平」を図ることができます。

このようなことから、市債は、将来において過度な負担にならない範囲で活用されています。

○ これからの会津若松市の財政

本市は、平成15年度に収支不均衡となったことから、同年8月に行財政再建プログラムを策定し、厳しい改革に取り組んだ結果、平成18年度にはおおむねその目的を達成し、危機的な状況を当面回避しました。

しかし、今後の市財政運営にあたっては、市民の皆さんの安全で安心した暮らしを第一に考え、そのうえで必要な事務事業を見極めていくことが重要であると考えています。

よって、安定的な行財政基盤の確立が必要となりますので、以下の事項について重点的に取り組んでいきます。

◎重点的に取り組む事項

- ①地元企業の新たな設備投資や新工業団地の整備に伴う新たな企業誘致による市税の増収を図ります。
- ②新規市債発行額の元金償還額以下への抑制を行いながら、市債残高の低減をすすめるなど、「公債費負担適正化計画」に基づく取組みを推進し、市の負債全体の縮減を図ります。
- ③定員管理計画(平成18年2月)に基づき、平成17年11月の職員数1,147人を平成22年4月には120名、約10.5%の削減を行い、それ以降についても、抑制基調の定員管理を行っていきます。
- ④扶助費については、伸び率2%を基本にした将来推計並びに予算配分を継続するとともに、健康増進施策の充実などにより、平成23年度決算ベースにおいては、前年度比の伸び率2%以下を目指します。
- ⑤新たな歳入の確保のため、広告ビジネスの導入を進めます。
また、未利用財産の積極的な売却による歳入の増加を図ります。
- ⑥平成20年度決算より、連結赤字比率や将来負担比率などの新たな指標による財政健全化基準が適用となることから、これらの指標の内容を踏まえた財政運営を行います。
- ⑦新たな公会計制度の導入として、資産・負債管理および費用管理の強化、並びに財務情報のわかりやすい公表に向け、貸借対照表、行政コスト計算書など財務諸表の整備を図ります。

会津若松市の財政のすがた
平成20年10月発行

発行 会津若松市役所財政課
会津若松市東栄町3番46号
電話 0242-39-1203